

かいぎん

## News-Release

平成 20 年 6 月 30 日

株式会社 **沖縄海邦銀行**

〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

### 振り込め詐欺救済法に関する照会窓口設置について

平成20年6月21日、『振り込め詐欺救済法』が施行されました。この法律は「振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ、引き出されずに残っている犯罪被害資金を被害に遭われた方々に返還する」手順とルールを定めたものです。

当行では、振り込め詐欺の被害に遭われた方のご照会・ご相談をはじめ、実際の申請手続のサポートまで対応させていただくため、下記のフリーダイヤルを設置しました。被害に遭われたお心あたりのある方は、お気軽にご利用ください。

万が一、被害に遭われた方は、すぐに警察とお振込み先の銀行にご連絡下さい。

#### 「振り込め詐欺救済法照会ダイヤル」

**0 1 2 0 - 4 6 1 - 3 5 4**

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝日と年末・年始を除く。）

※公告に関する情報は預金保険機構のホームページをご確認下さい。

預金保険機構ホームページ <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

※「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律」

犯罪で利用された口座に被害金が残っている場合に、その口座に残っている資金を各被害者方に被害回復分配金として返還することとされており、預金債権の消滅手続きおよび被害回復分配金の支払手続き等を定めた法律です。

※本手続きに関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振り込みを依頼することはございません。

また、ATMに誘導し操作を依頼することは一切ございませんので、ご注意ください。